

日本司法通訳士連合会作成

司法通訳人倫理規程

(第1案)

第1章 基本倫理

(司法通訳人の自覚)

第1条 司法通訳人は、日本語に通じない者（以下「要通訳者」という。）が関与する事件（訴訟事件、調停事件、交渉、行政処分、捜査又はこれらに対する不服申立て等広く含む。）における通訳及び翻訳を職務とし、言語の障壁により生じる要通訳者の人権侵害を防止し、要通訳者の人権を擁護する使命を負っていることを自覚し、その使命の達成に努める。

(信義誠実義務)

第2条 司法通訳人は、信義に従い、誠実に職務を行わなければならない。

(品位の保持)

第3条 司法通訳人は、品位を保つよう努めなければならない。

(正確忠実な通訳)

第4条 司法通訳人は、原発言を正確かつ忠実に通訳しなければならない。

(研鑽義務)

第5条 司法通訳人は、法律知識及び通訳技能を職務遂行に支障のない水準に保つよう、常に研鑽しなければならない。

2 司法通訳人は、自己の能力を超える職務を受けてはならない。

(職務利益尊重義務)

第6条 司法通訳人は、裁判所、弁護士、検察官、警察官及び入国審査官の職務及び利益を尊重し、不当に侵害してはならない。

2 司法通訳人は、弁護士職務基本規程その他の職業倫理を理解し、その潜脱とならな

いよう注意しなければならない。

(中立・公正)

第7条 司法通訳人は、職務を行うにあたり、依頼者その他の関係者との間で中立・公正な立場を保たなければならない。

2 司法通訳人は、前項の立場を保てない場合、速やかに職務を辞退しなければならない。

(助言等の禁止)

第8条 司法通訳人は、通訳のみを行い、当事者その他関係者に対し、自らの助言、判断又は意見を提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 司法通訳人は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密について、他に漏らしたり、利用してはならない。

第2章 依頼者との関係における倫理

(利益相反の回避)

第10条 司法通訳人は、次の事件について、職務を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く。

- 一 依頼者と自己の利益が相反する事件
- 二 要通訳者と依頼者の利益が相反する事件
- 三 依頼者と他の依頼者の利益が相反する事件

(中立性の保持)

第11条 司法通訳人は、通訳の職務の範囲内で行動し、依頼者との間で特別な関係をもつてはならない。

(金銭貸借等の禁止)

第12条 司法通訳人は、依頼者と金銭の貸借をし、又は自己の債務について依頼者に保証を依頼し、若しくは、依頼者の債務について保証をしてはならない。

第3章 法廷における倫理

(通訳姿勢)

第13条 司法通訳人は、法廷において、良心に従い、誠実に職務を行わなければならない。

(正確な把握及び正確忠実な通訳)

第14条 司法通訳人は、裁判官、検察官、弁護士、被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）、原告及び被告、証人等の法廷における原発言の内容を脱漏、過誤、誤解なく正確に把握し、原発言を正確かつ忠実に通訳しなければならない。

(裁判官の訴訟指揮権等の尊重)

第15条 司法通訳人は、裁判官の訴訟指揮権及び秩序維持権を尊重し、侵害してはならない。

(迅速な通訳)

第16条 司法通訳人は、法廷において、原発言に続いて迅速に通訳しなければならない。

第4章 刑事事件における倫理

(被疑者及び被告人の人権擁護)

第17条 司法通訳人は、被疑者等の人権擁護に努めなければならない。

(優先的職務遂行)

第18条 司法通訳人は、刑事事件の時間的制約に配慮し、被疑者等の利益のため、優先的に職務を行うよう努めなければならない。

(弁護人の権限の尊重)

第19条 司法通訳人は、弁護人の被疑者等との接見交通権その他の正当な権限を尊重し、侵害してはならない。

(捜査機関の権限の尊重)

第20条 司法通訳人は、捜査機関の正当な捜査権限を尊重し、侵害してはならない。

(違法行為への加担禁止)

第21条 司法通訳人は、被疑者等の証拠隠滅行為その他の違法行為、弁護人の違法な弁護

活動，捜査機関の違法捜査に加担してはならない。

(親族等への伝言の制限)

第 22 条 司法通訳人は，裁判所，捜査機関又は弁護人の許可なく，被疑者等の親族，友人，知人，共犯者その他の関係者に対して，被疑者等からの言葉を伝えてはならない。

(国選弁護事件等における対価受領)

第 23 条 司法通訳人は，国選弁護人が選任された事件，被疑者弁護援助制度を利用した事件又は捜査機関等の公的機関から通訳の依頼を受けた事件について，名目のいかんを問わず，要通訳者その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

2 司法通訳人は，前項の事件について，要通訳者その他の関係者に対し，その事件の私選通訳人に選任するよう働きかけてはならない。

第 5 章 民事事件における倫理

(相手方との交渉禁止)

第 24 条 司法通訳人は，当事者の依頼の有無にかかわらず，相手方と交渉してはならない。

(法律援助事件における対価受領)

第 25 条 司法通訳人は，法律援助事件について，名目のいかんを問わず，要通訳者その他の関係者から報酬その他の対価を受領してはならない。

2 司法通訳人は，前項の事件について，要通訳者その他の関係者に対し，その事件の私選通訳人に選任するよう働きかけてはならない。

(改定経過)

*2014 年 7 月 15 日作成 第 1 案 (Ver1.00)